

第5弾みはま応援商品券事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けている地域経済や住民生活を支援するための商品券発行事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 第5弾みはま応援商品券（以下「商品券」という。） 前条の目的を達成するために、町によって配布される文書をいう。
- (2) 対象者 令和7年4月1日現在において町の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 特定取引 商品券が対価の弁済手段として使用される物品（有価証券、前払式証票その他これらに類するものを除く。）の購入若しくは借り受け又は役務の提供をいう。
- (4) 特定事業者 特定取引を行い、受け取った商品券の換金を申し出ることができる事業者として登録された者をいう。

(商品券の配布等)

第3条 町は、この要綱に定めるところにより、対象者に商品券を配布する。

- 2 商品券は、各世帯主に当該対象世帯主の世帯に属する対象者分を一括して発送する。
- 3 商品券の配布は、対象者1人当たり1万円とする。
- 4 商品券の一枚当たりの額面は、500円とする。

(商品券の使用範囲等)

第4条 商品券は、特定事業者との間における特定取引においてのみ使用することができる。

- 2 商品券の使用期間は、令和7年7月1日から令和7年10月31日までの間とする。
- 3 特定取引に使用された商品券の券面金額の合計額が特定取引の対価を上回るときは、特定事業者からの当該上回る額に相当する金銭の支払いは行われないものとする。
- 4 商品券は、転売、譲渡及び換金を行うことができない。
- 5 商品券は、交付された本人又はその代理人若しくは使用者に限り使用することができる。
- 6 対象者が受理した後に紛失及び滅失、盗難された商品券の効力は無効とする。また、再発行も認めない。
- 7 商品券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道・電話料金等）
- (2) 有価証券、金券、商品券、図書券、ビール券、おこめ券、切手、旅行券、乗車券、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性が高い物の購入
- (3) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (4) 事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- (5) 土地、家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に関わる支払い
- (6) 現金との換金、金融機関への預け入れ
- (7) 特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (9) その他、取扱事業所が指定するもの
（配布申請）

第5条 本事業による申請は不要とする。

（特定事業者の登録等）

第6条 町は、別に作成する募集要綱を公示して特定事業者を募集し、応募した事業者を登録の上、当該特定事業者に対処事業所登録証明書を交付する。

（特定事業者の責務）

第7条 特定事業者は、特定取引において商品券の受け取りを拒んではならないこと、商品券の交換、譲渡及び売買を行ってはならないこと、町と適切な連携体制を構築すること、その他前条の募集要綱に定める事項を遵守しなければならない。

2 町は、特定事業者が前条の募集要綱に反する行為を行ったときは、当該特定事業者の登録を取り消すことができる。

（商品券の換金手続）

第8条 町は、特定取引において商品券が使用された場合は、関係特定事業者に対し、その券面金額に相当する金銭を支払うものとする。

2 前項の場合において、特定事業者は、美浜町商工会に、第6条の規定により交付を受けた取扱事業所登録証明書を提示するとともに、令和7年10月31日までの特定取引において受け取った商品券を提出して、券面記載の金額での換金を申し出る。

3 換金の方法は、特定事業者の預金口座への振替の方法による。口座振替は、毎月3回、別に町が指定する日において、美浜町商工会が取次の申出を受けた商品券について行う。

4 特定事業者は、美浜町商工会に対し、令和7年11月28日までに商品券の換金を申し出なければならない。

（商品券に関する周知等）

第9条 町長は、商品券事業の実施に当たり、対象者の要件等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知を行う。

(不当利得の返還)

第10条 町長は、商品券の交付後であって令和8年1月30日までに当該交付された者が対象者の要件に該当しない者（以下「返還対象者」という。）であることを把握した時は、把握した時期に応じて、次のとおり対応する。

（1）返還対象者が商品券を使用する前にあっては、返還対象者に商品券の返還を求める。

（2）返還対象者が商品券を使用した後については、返還対象者に商品券を使用した額に相当する金額の返還を求めるとともに、返還対象者が引き続き商品券を所持している場合には、前号と同様の措置を講ずる。

(その他)

第11条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。